

議案第 1 1 号

関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

関市長 山 下 清 司

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

関市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年
関市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項第１号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」とい
う。）を実施する」に改め、同項第３号中「第４項第１号」を「第６項第１号」
に改め、同条中第５項を第７項とし、第４項を第６項とし、第３項各号列記以外
の部分の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携
協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各
号に定めるものをいう。

第６条第３項第１号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」
に、「第２７条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は
事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」とい
う。）」を「小規模保育事業Ａ型事業者等」に改め、同項を同条第５項とし、同
条第２項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第２
号」を「第１項第２号」に改め、同項各号を次のように改める。

（１） 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、
次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分
担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするた
めの措置が講じられていること。

（２） 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進の
ために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困
難であること。

第６条中第２項を第４項とし、第１項の次に次の２項を加える。

２ 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確
保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを

満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。